



平成 18 年 11 月 29 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株式会社 S J ホールディングス
代表取締役社長 李 堅
(J A S D A Q : 2 3 1 5)
問い合わせ先 : I R 広報室長 苗加 茂和
0 3 - 5 7 8 1 - 7 3 1 1 (代表)

ストック・オプション(新株予約権)の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 29 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 17 期定時株主総会で承認されました「当社及び当社の子会社の役職員にストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件」について、具体的な発行内容を下記の通り決議いたしましたので、お知らせします。

記

- | | |
|--|---|
| 1 . 新株予約権の発行日 | 平成 18 年 11 月 30 日 (予定) |
| 2 . 新株予約権の発行数 | 1,000 個 |
| 3 . 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4 . 新株予約権の目的たる株式の種類及び金額 | 当社普通株式 1,000 株 |
| 5 . 新株予約権の行使に際しての払込金額 | 新株予約権の発行日に確定する。 |
| 6 . 新株予約権の行使により発行または移転される株式の発行価額の総額 | 新株予約権の発行日に確定する。 |
| 7 . 新株予約権の行使期間 | 平成 20 年 10 月 1 日 ~ 平成 25 年 9 月 30 日 |
| 8 . 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組み入れない額 | 新株予約権の行使により発行される株式 1 株当りの払込金額 (以下「行使価額」という) から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 |
| 9 . 新株予約権の割当対象者数 | 当社及び当社子会社役職員 計 11 名 |

(ご参考)

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・ 定時株主総会付議のための取締役会 | 平成 18 年 5 月 18 日 |
| ・ 定時株主総会の決議日 | 平成 18 年 6 月 29 日 |

以 上